

がんばる事業所感染対策取組事項

個別事項（理美容業）

- 人との接触を避け、対人距離を確保する（顧客への施術に影響がない範囲で、できるだけ2 mを目安に（最低1 m）確保するよう努める）。
- 感染防止のための来店者の整理（密にならないよう、来店者数の調整及び理美容椅子の間隔に配慮。発熱やその他感冒症状を呈する者の来店制限など。）
- タオル、ケープなど皮膚に接する器具を顧客ごとに取り替え、消毒等を行う。
- 共用物品は最小限とする。
- 密にならないよう施術の予約時間を調整する。
- 施術に影響しない範囲で顧客にもマスクの着用を促す。（耳掛け紐にラップを巻いたり、耳掛け紐のないマスクを使用するなど工夫する。）
- 万一来客に備え、顧客名簿は3週間以上適正に管理する。
- 理美容椅子の間隔を広く設置する。（できるだけ2 mを目安に（最低1 m）確保）
- 従業員は作業衣を清潔に保ち、常にマスクを着用して必要に応じて手袋を使用する。
- 必要に応じて、目の粘膜からの感染を防止するために目を覆うことのできるフェイスシールド、ゴーグル等を着用する。
- トイレのドアノブや便座、手洗い蛇口等の不特定多数の者が接触する場所は、定期的に清拭消毒する。
- トイレの蓋は閉めて汚物を流すように表示する。
- トイレではハンドドライヤーは止め、ペーパータオルを設置するか、個人用タオルを準備する。
- 予約の調整を行うことにより、なるべく顧客が待合室を使用しないようにする。
- 鼻水、唾液などがついたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- 複数の従業員や顧客が共用する物品や高頻度接触部位は随時清拭消毒を行う。
- 従業員は常に爪を短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後や会計後等のこまめな手指消毒又は石鹸と流水による手洗いの徹底を図る。
- その他

()